【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成28年8月17日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス

(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、

ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House,

Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造

同 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・ファンド・セレクト -

ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム

(Nomura Fund Select -

World High Dividend Yield Stock Premium)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

米ドルクラス:100億アメリカ合衆国ドル(約1兆291億円)を上限とします。 豪ドルクラス:100億オーストラリアドル(約7,674億円)を上限とします。

(注1)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、平成28年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である。1米ドル=102.91円および1豪ドル=76.74円によります。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年5月17日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の参考情報の更新のため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換 算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出	書	半期報	告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3)ファンドの仕 組み 管理会社の概 況	()資本金の額	4 管理会社の概況	(1)資本金の額	更新
	(1)投資状況		(1)投資状況	更新
5 運用状況	(3)運用実績	1 ファンドの運用状況	(2)運用実績	追加または 更新
	(4)販売及び買戻 しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	ł	3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1)資本金の額	4 管理会社の概況	(1)資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の)概況		(2)事業の内容及 び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3)その他	追加

^{*} 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

次へ

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム (Nomura Fund Select - World High Dividend Yield Stock Premium) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1)投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2016年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	221,625,208	98.17
小	計	221,625,208	98.17
現金およびその他の	資産(負債控除後)	4,127,005	1.83
合(純資産	計 崔総額)	225,752,213 (約23,232百万円)	100.00

- (注1)投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- (注2)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の 円貨換算は、2016年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル = 102.91円および1豪ドル = 76.74円によります。
- (注3)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため 以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。
- (注4)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が 一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算 のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合 もあります。

(2)運用実績

純資産の推移

2016年6月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

純資産総額			1 口当たり純資産価格			
	Mr IVII	m	米ドル	クラス	豪ドル	クラス
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円
2015年7月末日	260,214,034	26,778,626,239	11.15	1,147	10.93	839
8月末日	246,922,186	25,410,762,161	10.38	1,068	10.15	779
9月末日	235,040,570	24,188,025,059	9.93	1,022	9.69	744
10月末日	250,615,557	25,790,846,971	10.43	1,073	10.16	780
11月末日	249,075,073	25,632,315,762	10.37	1,067	10.08	774
12月末日	247,139,406	25,433,116,271	10.20	1,050	9.90	760
2016年 1 月末日	229,309,491	23,598,239,719	9.54	982	9.23	708
2月末日	223,438,647	22,994,071,163	9.38	965	9.06	695
3月末日	240,465,265	24,746,280,421	9.78	1,006	9.37	719
4月末日	240,344,884	24,733,892,012	9.89	1,018	9.46	726
5 月末日	236,949,936	24,384,517,914	9.90	1,019	9.50	729
6月末日	225,752,213	23,232,160,240	9.51	979	9.08	697

分配の推移

	1 口当たり分配金			
	米ドルクラス		豪ドルクラス	
	米ドル	円	豪ドル	円
2015年 7 月	0.05	5.15	0.08	6.14
8月	0.05	5.15	0.08	6.14
9月	0.05	5.15	0.08	6.14
10月	0.05	5.15	0.08	6.14
11月	0.05	5.15	0.08	6.14
12月	0.05	5.15	0.08	6.14
2016年 1 月	0.05	5.15	0.08	6.14
2月	0.05	5.15	0.08	6.14
3月	0.05	5.15	0.08	6.14
4月	0.05	5.15	0.08	6.14
5月	0.05	5.15	0.08	6.14
6月	0.05	5.15	0.08	6.14

設定来累計 (2016年 6 月末日現在)	2.30	236.69	3.68	282.40
--------------------------	------	--------	------	--------

収益率の推移

期間	収益率(注1)		
 	米ドルクラス	豪ドルクラス	
2015年 7 月 1 日 ~ 2016年 6 月末日	- 8.67%	- 7.29%	

(注1)収益率(%)=100x(a-b)/b

- a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
- b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注2)		
別旧	米ドルクラス	豪ドルクラス	
2012年	5.10%	6.20%	
2013年	16.10%	18.35%	
2014年	3.17%	5.79%	
2015年	- 2.96%	- 0.55%	
2016年	- 3.82%	- 3.43%	

(注2) 収益率(%) = 100×(a-b)/b

- a = 暦年末(2016年については6月末日)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
- b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額) (2012年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移(2016年6月末日現在)





分配の推移

2016年2月	0.05
2016年3月	0.05
2016年4月	0.05
2016年5月	0.05
2016年6月	0.05
直近1年累計	0.60
設定来累計	2.30

2016年2月	0.08
2016年3月	0.08
2016年4月	0.08
2016年5月	0.08
2016年6月	0.08
直近1年累計	0.96
設定来累計	3.68

収益率の推移 (暦年ベース) ※2012年は7月31日から、2016年は6月末日まで



2 販売及び買戻しの実績

2016年6月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2016年6月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,777,807	4,061,281	17,543,592
(3,777,807)	(4,061,281)	(17,543,592)

豪ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数	
2,630,137	1,270,318	8,747,261	
(2,630,137)	(1,270,318)	(8,747,261)	

(注)()の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

<u>次へ</u>

3 ファンドの経理状況

- a.ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていません。
- c.ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.91円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト -ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム 純資産計算書 2016年 5 月17日現在 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額:455,370,371米ドル)	2	228,350,106	23,499,509
銀行預金		8,687,490	894,030
受益証券の発行に係る未収金		217,128	22,345
現金および現金同等物に係る利息	_	509	52
資産合計	_	237,255,233	24,415,936
負債			
当座借越		86,173	8,868
為替先渡取引に係る未実現損失	13	2,777,823	285,866
受益証券買戻未払金		543,330	55,914
ブローカーへの未払金		1,759,999	181,121
未払費用	10	541,227	55,698
負債合計	_	5,708,552	587,467
純資産	=	231,546,681	23,828,469
以下のように受益証券によって表象される。			
	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドルクラス受益証券 (米ドル建て)	9.64	17,751,187 🏻	171,208,439
豪ドルクラス受益証券 (豪ドル建て)	9.23	8,903,051 □	82,137,545

ノムラ・ファンド・セレクト -ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム 発行済受益証券口数の変動表

2016年5月17日に終了した期間

米ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	18,367,842
発行受益証券口数	1,354,795
買戾受益証券口数	(1,971,450)
期末現在発行済受益証券口数	17,751,187
豪ドルクラス受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	7,978,289
発行受益証券口数	1,445,352
買戾受益証券口数	(520,590)
期末現在発行済受益証券口数	8,903,051

ノムラ・ファンド・セレクト -ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム 財務書類に対する注記 2016年 5 月17日現在

注1-組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」という。)は、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「管理会社」という。)により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託 事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム(以下「ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間で締結された2012年6月8日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、2021年11月17日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。)に償還することが見込まれている。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の着実な成長を図ることである。

ファンドは、主にノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV‐グローバル・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドルクラスに投資することにより、その目的の達成を目指す。

ファンドの受益証券は、米ドル受益証券クラス(以下「米ドルクラス受益証券」という。)および豪ドル受益証券クラス (以下「豪ドルクラス受益証券」という。また、米ドルクラス受益証券と総称して「受益証券」という。)の2つのクラス が募集されている。将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

投資顧問会社は、豪ドルについて、ファンドのために以下に詳述する一定の為替取引を行う。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール(以下「共通ポートフォリオ」という。)において運用される。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、2つに分けられる。

さらに、豪ドルクラスについては、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスのみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

注2-重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または 評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引され ている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終 値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E26746)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

- (e) その他の投資ビークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ビークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券1口当たり純資産価格で評価される。
- (f)現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2016年5月17日現在の為替レート:

1米ドル = 1.36129 豪ドル

1米ドル = 0.88191 ユーロ

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3-受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4-管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注 5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.35%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注 6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

保管会社は、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従い、投資顧問会社から保管会社に対し通知される特定の外国為替取引につき、当該業務に対して保管会社と受託会社の間で合意される報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7-管理事務代行報酬

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E26746)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.02%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

管理事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則以外の会計原則の使用等の、特定の管理事務代行業務の履行につき、当該業務に対して管理事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8-代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9-買戾手数料

マスター・ファンドから支払われる買戻代金については受益証券の買戻価格の0.30%の金額に相当する買戻手数料(以下「控除買戻手数料」という。)が差し引かれるのに対して、ファンドにより支払われる買戻代金についてはそれに相当する買戻手数料は差し引かれない。このため、控除買戻手数料は、ファンドの残存受益者により負担されることになる。

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	205,478
代行協会員報酬	293,400
管理事務代行報酬	11,736
保管会社報酬	5,871
受託会社報酬および管理会社報酬	11,735
現金支出費	5,864
専門家報酬	7,143
未払費用	541,227

注11 - 分配

管理会社は、分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日(以下「分配基準日」という。)時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。分配基準日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行われる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

分配は、米ドルクラス受益証券については米ドルで、そして豪ドルクラス受益証券については豪ドルで受益者に支払われ、該当する分配基準日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内に支払われる。

2016年5月17日に終了した期間に、ファンドは総額8,372,096米ドルの分配を行った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収 税も賦課されない

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2016年5月17日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	104,744	米ドル	76,720	2016年 5 月25日	200
豪ドル	104,810	米ドル	76,720	2016年 6 月10日	199
豪ドル	462	米ドル	339	2016年 5 月25日	0
豪ドル	462	米ドル	339	2016年 6 月10日	0
豪ドル	46	米ドル	34	2016年 5 月25日	0
豪ドル	46	米ドル	34	2016年 6 月10日	0
豪ドル	14,293	米ドル	10,496	2016年 5 月25日	0
豪ドル	3	米ドル	2	2016年 5 月25日	0
豪ドル	3	米ドル	2	2016年 6 月10日	0
豪ドル	14,302	米ドル	10,496	2016年 6 月10日	0
豪ドル	120	米ドル	91	2016年 6 月10日	(3)
豪ドル	120	米ドル	91	2016年 5 月25日	(3)
豪ドル	268	米ドル	204	2016年 5 月25日	(7)
豪ドル	268	米ドル	204	2016年 6 月10日	(7)
豪ドル	315	米ドル	245	2016年 5 月25日	(14)
豪ドル	380	米ドル	296	2016年 5 月25日	(17)
豪ドル	56,883	米ドル	43,217	2016年 6 月10日	(1,472)
豪ドル	56,846	米ドル	43,217	2016年 5 月25日	(1,472)
豪ドル	66,442	米ドル	51,083	2016年 5 月25日	(2,291)
豪ドル	116,416	米ドル	90,017	2016年 6 月10日	(4,582)
豪ドル	116,332	米ドル	90,017	2016年 5 月25日	(4,587)
豪ドル	99,251	米ドル	77,501	2016年 5 月25日	(4,615)
豪ドル	39,074,768	米ドル	30,012,430	2016年 5 月25日	(1,317,440)
豪ドル	38,438,610	米ドル	29,690,674	2016年 6 月10日	(1,481,257)
米ドル	206,671	豪ドル	264,671	2016年 5 月25日	12,307
米ドル	275,024	豪ドル	357,836	2016年 5 月25日	12,244
米ドル	60,986	豪ドル	78,199	2016年 5 月25日	3,560
米ドル	65,834	豪ドル	85,080	2016年 5 月25日	3,355
米ドル	65,834	豪ドル	85,141	2016年 6 月10日	3,351
米ドル	29,037	豪ドル	37,530	2016年 5 月25日	1,476
米ドル	21,274	豪ドル	27,386	2016年 5 月25日	1,163
米ドル	21,345	豪ドル	27,763	2016年 5 月25日	957

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益(損失) (米ドルで表示)
米ドル	20,888	豪ドル	27,475	2016年 5 月25日	711
米ドル	20,888	豪ドル	27,493	2016年 6 月10日	711
米ドル	709	豪ドル	911	2016年 5 月25日	40
米ドル	655	豪ドル	841	2016年 5 月25日	38
米ドル	204	豪ドル	263	2016年 5 月25日	11
米ドル	279	豪ドル	367	2016年 5 月25日	10
米ドル	279	豪ドル	367	2016年 6 月10日	10
米ドル	91	豪ドル	118	2016年 5 月25日	4
米ドル	44	豪ドル	58	2016年 5 月25日	2
米ドル	44	豪ドル	58	2016年 6 月10日	2
米ドル	220	豪ドル	300	2016年 6 月10日	1
米ドル	220	豪ドル	300	2016年 5 月25日	1
米ドル	33,938	豪ドル	46,296	2016年 6 月10日	(38)
米ドル	33,938	豪ドル	46,267	2016年 5 月25日	(39)
米ドル	261,429	豪ドル	356,446	2016年 6 月10日	(161)
米ドル	261,429	豪ドル	356,227	2016年 5 月25日	(171)
					(2,777,823)

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

(2)投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト -ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム 投資有価証券明細表 2016年 5 月17日現在 (米ドルで表示)

数量(1)	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
投資信託	ケイマン諸島			
70,261,571	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド V - グローバル・ハイ・ディビデンド・ エクイティ・プレミアムの米ドルクラス	455,370,371	228,350,106	98.62
		455,370,371	228,350,106	98.62
	ケイマン諸島合計	455,370,371	228,350,106	98.62
投資有価証券合計		455,370,371	228,350,106	98.62

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

<u>次へ</u>

4 管理会社の概況

(1)資本金の額

2016年6月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ(約5,720万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2016年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=114.39円)によります。

(2)事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。 管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投 資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2016年6月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約541億円です。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計 (通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託	30	318,521,452.26 米ドル
		1	28,625,415.58 トルコリラ
		2	1,890,713.78 ユーロ
		16	6,355,717,909 円
		24	178,605,389.67 豪ドル

(3)その他

本書提出前 6 か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

<u>次へ</u>

5 管理会社の経理の概況

- a.管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されています。
- c.管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=114.39円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 貸借対照表 2016年 3 月31日現在

(単位:ユーロ)

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
	•	ユーロ	<u></u> 千円	ユーロ	<u> </u>
資産	•				
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	68,634	600,000	68,634
長期保有目的有価証券およびその他の 金融商品	5	3,096	354	3,296	377
		603,096	68,988	603,296	69,011
流動資産					
債権					
売掛金					
1年以内に期限が到来		1,992,630	227,937	2,471,106	282,670
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、 小切手および手許現金	9	3,488,629	399,064	1,414,434	161,797
		5,481,259	627,001	3,885,540	444,467
資産合計	:	6,084,355	695,989	4,488,836	513,478
負債					
^{冥頃} 資本および準備金					
株式資本	3	500,000	57,195	500,000	57,195
繰越損益	4	1,250,103	142,999	770,001	88,080
当期利益	4	196,252	22,449	480,102	54,919
	•	1,946,355	222,644	1,750,103	200,194
非劣後負債					
金件買					
1年以内に期限が到来	7	35,000	4,004	29,733	3,401
関連会社に対する債務					
1 年以内に期限が到来	7,9.	4,103,000	469,342	2,709,000	309,883
負債合計	:	6,084,355	695,989	4,488,836	513,478

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2)損益の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2016年3月31日に終了した年度 (単位:ユーロ)

	注記		2016年 3 月31日に 終了した年度		月31日に た年度
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用:				_	
その他の外部費用	9	9,891,757	1,131,518	10,488,921	1,199,828
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整		-	-	5	1
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	9,490	1,086	2,045	234
その他の利息および類似の金融費用	5	586	67	-	-
当期利益		196,252	22,449	480,102	54,919
費用合計		10,098,085	1,155,120	10,971,073	1,254,981
収益:					
純売上高	1	10,088,285	1,153,999	10,887,607	1,245,433
その他の営業収益	5	386	44	7,633	873
金融固定資産からの収益		-	-	961	110
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	9,414	1,077	74,477	8,519
その他の利息および類似の金融収益				395	45
収益合計		10,098,085	1,155,120	10,971,073	1,254,981

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E26746) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 財務諸表注記 2016年 3 月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下、「当社」という。)は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー(以下、「親会社」という。)の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計 原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3.株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4.繰越利益

	(ユーロ)
2014年 3 月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	
2015年 3 月31日現在残高	770,001
2015年 3 月31日現在残高	770,001
前期利益	480,102
宣言された配当	<u> </u>
2016年 3 月31日現在残高	1,250,103

5 . 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

- 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分取得原価(ユーロ)		2016年 3 月31日現在 の純資産(ユーロ)	
マスター・トラスト・ カンパニー	100%	600,000	1,835,415	

- 長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。 長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2016年3月31日 (ユーロ)
取得原価:	
期首現在	3,287
期中の取得	-
期中の売却	
期末現在	3,287
価格調整: 期首現在 当期価格調整の戻入れ 期末現在	(386) 386
為替の影響	(191)
期末の正味価値	3,096
期末の市場価値	3,914

6.租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 非劣後負債

2016年3月31日現在、非劣後負債は、監査費用30,368ユーロ、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに対する未払報酬4,103,000ユーロ、およびその他の未払金4,632ユーロで構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2015年3月31日現在、非劣後負債は、監査費用24,876ユーロ、上記記載の枠組契約に基づくノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エーに対する未払報酬2,709,000ユーロ、およびその他の未払金4,857ユーロで構成されていた。

8. 従業員

当社は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(ルクセンブルグにおいて設立)の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2016年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに開設した当座勘定に係る借入利息9,490ユーロ(2015年:2,045ユーロ)を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2016年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーとの取引による為替差益は9,414ユーロ(2015年:74,477ユーロの為替差益)であった。

さらに、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって当社に対して報酬が請求される(上述の注記 7 を参照のこと。)。

10. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2016年3月31日現在における当該資産残高は約38,823百万ユーロ(2015年:50,993百万ユーロ)である。

<u>次へ</u>

Balance Sheet at March 31, 2016 (expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,096	3,296
	_	603,096	603,296
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		1,992,630	2,471,106
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	3,488,629	1,414,434
	_	5,481,259	3,885,540
TOTAL ASSETS	Ξ	6,084,355	4,488,836
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	1,250,103	770,001
Profit for the financial year	4	196,252	480,102
·	-	1,946,355	1,750,103
NON SUBORD I NATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	35,000	29,733
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	4,103,000	2,709,000
TOTAL LIABILITIES	_	6,084,355	4,488,836

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Profit and Loss Account for the year ended March 31, 2016 (expressed in Euro)

	Note	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
CHARGES			
Other external charges	9	9,891,757	10,488,921
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets			5
Interest and other financial charges			
concerning affiliated undertakings	9	9,490	2,045
other interest and similar financial charges	5	586	
Profit for the financial year		196,252	480,102
TOTAL CHARGES		10,098,085	10,971,073
INCOME			
Net turnover	1	10,088,285	10,887,607
Other operating income	5	386	7,633
Income from financial fixed assets			961
Other interest and other financial income			
derived from affiliated undertakings	9	9,414	74,477
other interest and similar financial income			395
TOTAL INCOME		10,098,085	10,971,073

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the financial statements
As at March 31, 2016

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding PIc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding PIc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Notes to the financial statements (continued) As at March 31, 2016

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

<u>Trustee and Management fees</u>

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	
Balance as at March 31, 2015	770,001
Balance as at March 31, 2015	770,001
Previous year's profit	480,102
Dividends declared	
Balance as at March 31, 2016	1,250,103

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of:

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2016 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,835,415

Notes to the financial statements (continued) As at March 31, 2016

Note 5 - Financial fixed assets (continued)

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2016 EUR
Acquisition cost	LON
at the beginning of the year	3,287
acquisitions during the year	
disposals during the year	
at the end of the year	3,287
Value adjustments	
at the beginning of the year	(386)
Reversal of value adjustments for the year	386
at the end of the year	
Foreign exchange impact	(191)
Net value at the end of the year	3,096
Market value at the end of the year	3,914

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2016, they consist of audit fees for an amount of EUR 30,368, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 4,103,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,632. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2015, they consisted of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following the same framework agreement mentioned above and other payable for an amount of EUR 4,857.

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2016

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2016, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9,490 (2015: EUR 2,045). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 9,414 for the year ended March 31, 2016 (2015: gains of EUR 74,477).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 38,823 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 50,993 million).



EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(E26746) 訂正有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

(2)その他の訂正訂正部分を傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

参考情報

<訂正前>

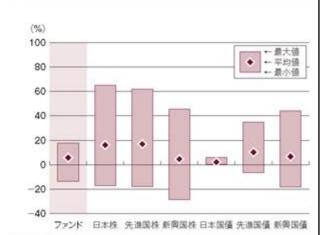
訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

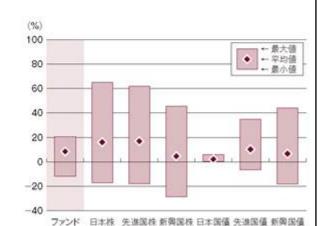


	ファンド	日本株	先進国株	新賀国株	日本国債	先进国债	新興国債
最大值(%)	17.6	65.0	61.8	45.3	5.9	34.9	44.1
量小值(%)	-13.4	-17.0	-17.7	-28.6	0.4	-6.3	-18.1
平均值(%)	5.8	16.2	17.0	4.7	2.3	10.4	6.8

豪ドル建て



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出したものです。
- ファンドは2012年7月31日に運用を開始したため、年間 騰落率は2013年7月~2016年3月の期間の各月末時点と その1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出 したものです。



 ファンド
 日本株
 先進国株
 新興選終
 日本国債
 先進国債
 新興国債

 第大値(%)
 20.6
 65.0
 61.8
 45.3
 5.9
 34.9
 44.1

 最小値(%)
 -11.6
 -17.0
 -17.7
 -28.6
 0.4
 -6.3
 -18.1

4.7

2.3

10.4

6.8

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 事務所が作成

17.0

- 代表的な資産クラスについては2011年4月~2016年3月 の5年間の各月末時点、ファンドについては2013年7月~ 2016年3月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・ 最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年4月~2016年 3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較 して算出、ファンドの年間騰落率は2013年7月~2016年 3月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較 して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。
 ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つ としてご利用ください。

平均值(%)

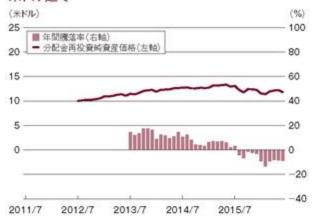
8.5

16.2

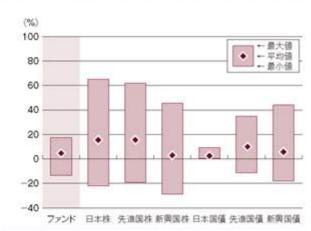
<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て

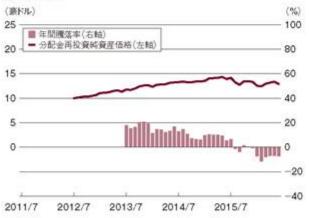


ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

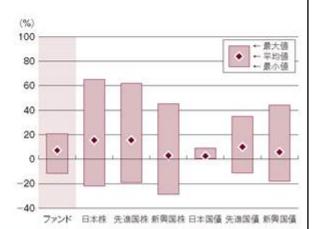


-	ファンド	日本株	先進国株	新興選株	日本国債	先進国債	新興協債
最大值(%)	17.6	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
量小值(%)	-13.4	-22.0	-19.0	-28.6	0.4	-11.2	-18.1
平均值(%)	4.6	15.5	15.6	2.9	2.6	10.0	5.8

豪ドル建て



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出したものです。
- ファンドは2012年7月31日に運用を開始したため、年間 騰落率は2013年7月~2016年6月の期間となります。



 ファンド
 日本枠
 先進園枠
 新興国枠
 日本園債
 先進園債
 新興国債

 最大値(%)
 20.6
 65.0
 61.8
 45.3
 9.1
 34.9
 44.1

 最小値(%)
 -11.6
 -22.0
 -19.0
 -28.6
 0.4
 -11.2
 -18.1

 平均値(%)
 7.2
 15.5
 15.6
 2.9
 2.6
 10.0
 5.8

- 出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 実施所が作成
- 2011年7月から2016年6月の5年間(ファンドは2013年7月から2016年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・ 最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下、「貴社」という。)の2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して表明すべき事項を述べることのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの2016年3月31日現在の財政 状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示 している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2016年 6 月24日

次へ

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2016, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2016, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

June 24, 2016

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。